

令和4年4月に中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

就学援助（新入学学用品費）の入学前支給のお知らせ

広陵町では、令和4年4月に中学校に入学予定のお子様の保護者様で、就学援助の要件に該当し、申請された方に、入学に必要な「新入学学用品費」について、入学前（3月）に支給します。

新入学学用品費の入学前支給を受けることができる者

次の(1)(2)(3)のすべての要件に該当する者

- (1)令和4年1月2日現在で広陵町に住民登録のある者（令和4年3月末日以前に広陵町外へ転出する者を除く）
- (2)お子様が令和4年4月に中学校に入学予定の者
- (3)経済的な理由によって就学準備が困難なお子様の保護者が、次のいずれかに該当する場合で、教育委員会が援助することを認めた者（※生活保護受給世帯除く。）

☆生活保護法に基づく所得基準をやや上回る事となったため、保護の停止または廃止を受けた者

☆生活保護法に基づく保護家庭に準じる程度の収入と認められる者

☆その他、何らかの事由により学用品費等の経費負担が困難と認められる者

〈注意〉新入学学用品費の入学前支給を受けたあと、令和4年3月末日以前に広陵町外へ転出される場合、新入学学用品費を返還していただくことになりますので、該当する可能性がある場合は、申請を行わないでください。

申請の方法

※受給申請書は、町教育委員会または各小学校にあります。申請される方は受給申請書に必要な事項を記入し、申請期間中に在籍している小学校に提出してください。

- 申請場所 在籍している小学校
- 申請期間 令和4年1月11日（火）～令和4年1月31日（月）
- 問い合わせ先
教育委員会事務局 学校支援室 電話番号 0745-55-1001 内線（1294）
- 申請に必要な書類

(1) 準要保護児童・生徒就学援助費（新入学児童生徒学用品費）受給申請書【両面】

(2) 令和3年度課税証明書（令和3年1月1日現在広陵町に住民登録が無かった方）

※今回、新入学学用品費（入学前支給）の申請をしない場合でも、4月以降に令和4年度の就学援助を当初申請期間（5月末まで）に別途申請し、認定となった場合、入学後（7月中旬以降）に新入学学用品費を支給します。

支給額・支給時期

- 支給予定額（お子様おひとりにつき）
 - ・中学校入学予定（小学校6年生）のお子様 60,000円
- 支給時期 令和4年3月中旬予定
- 支給方法 小学校諸費用振替口座に振り込みます。

◆今回、就学援助（新入学学用品費）入学前支給を申請して支給を受けた場合でも、「令和4年度就学援助制度」を希望される場合は、当初申請期間（5月末まで）に別途申請していただく必要があります。

◆「新入学学用品費」の審査で用いる基準は「令和3年度就学援助制度」の基準となりますが、「令和4年度就学援助制度」では新年度の審査基準を用いますので、審査結果が異なる場合があります。

就学援助（新入学学用品費）の支給要件

生活保護法に基づく保護家庭に準じる程度の収入と認められる者の支給認定基準額の例です。

【基準額の目安】

家族構成の例	基準額の目安
	* 所得金額の目安
父（41歳）・母（39歳）・子（12歳）・子（9歳）	約322万円
	約332万～ 約342万円
父（41歳）・母（39歳）・子（12歳）	約263万円
	約273万～ 約283万円
母（39歳）・子（12歳）・子（9歳）	約268万円
	約278万円

* 所得金額の目安は世帯の所得状況によって異なります。

※ あくまでも目安です。世帯の状況(家族構成や年齢等)によって基準額は異なります。

※ 年齢は令和4年2月1日現在を基準とします。

※ 基準額および所得金額は目安のため、1万円未満を切り捨てています。

→ 児童生徒と同一世帯の令和2年中の総所得金額が基準額以下であれば支給認定となります。

※ 所得金額とは、所得の証明書で「総所得金額」などと書かれています。給与所得者（サラリーマン、パート等）の方は、「支払金額（給与の支払総額）」から「給与所得控除額」を引いた後の金額です。事業所得者（自営業等）の方は、収入の総額から必要経費を差し引いた後の金額です。

※ 基準額の範囲内かどうかという事前確認のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。支給認定は申請に基づいて審査し決定します。